**5月は消費者月間です　目指そう！安心・安全な消費生活を！**

商品やサービスを購入し、消費生活をしている、すべての人が消費者です。

　日常生活の身近なところに消費者問題は潜んでいます。万が一、消費者トラブルや製品事故に遭ったら、一人で悩まず、消費生活センターへ連絡してください。

　毎年5月は消費者月間です。この機会に、消費生活への理解を深めましょう。

　大崎市消費生活センター　21-7321

●大崎市消費生活センターは何をしているところ？

消費生活センターは、消費者保護を目的とした行政機関の窓口です。

　悪質商法の被害や多重債務（借金）、事業者と消費者の契約トラブル、商品やサービスに関すること、製品事故など、消費生活全般に関する相談に対応しています。相談内容により問題解決への助言や情報提供を行い、必要に応じて事業者との交渉やあっせんなどを行っています。

　また、被害未然防止や拡大防止のため、大崎市消費生活センターのウェブサイト（http://www.city.osaki.

miyagi.jp/index.cfm/28,html）で、詐欺被害などの緊急情報を提供しています。

**消費生活相談**

　消費生活のさまざまなトラブルで困った時の相談を受け付けています。

日時▼月曜日から金曜日、9時から16時まで

場所▼大崎市消費生活センター（市役所東庁舎1階）7321

**無料法律相談（多重債務問題）**

　住宅ローン、車ローン、商品購入・契約、クレジットカードローン、消費者金融からの借り入れで、返済に困っている人の相談を受け付けています。弁護士と面談して法的な救済方法を検討し、問題解決に向けたアドバイスを行います。

　相談を希望する人は、電話で予約をしてください。

日時▼毎月3回、13時から16時まで

場所▼大崎市消費生活センター（市役所東庁舎1階）

定員▼各回6人まで

予約▼大崎市消費生活センター（7321）で9時から16時まで受け付け

●契約時は慎重に内容の確認が大事

最近では、高齢者を狙った悪質な商法が増加しています。電話勧誘や訪問販売などで購入契約した商品を、後から解約したい場合の制度として、「クーリング・オフ制度」があります。これにより、購入後の一定期間内であれば、無条件で契約を解除することができます。

　この制度は消費者の権利を守る法律で定められています。契約時には、相手から渡された契約書の内容をよく読み、クーリング・オフの記載があるかを確認しておきましょう。

●くらしのモニタリング大崎市消費生活ウォッチャー

市では12人の消費生活ウォッチャーを委嘱し、市内のスーパーマーケットや店舗での食品表示の調査、問題と思われる身近な消費者情報を収集しています。収集した情報は、毎月発行する「くらしウォッチャーだより」に掲載し、大崎市消費生活センターのウェブサイトで公開しています。

●消費者教育・啓発活動で身を守る知識を伝える

　小学生や中学生、高校生向けに、インターネットトラブルや契約トラブルの事例を使った講座を開催しています。また、皆さんの要望に応じて開催する出前講座では、実際にあったトラブルの事例をもとに、対応策などを紹介しています。

　消費者問題の知識を習得する機会として、消費生活講座や消費生活サポーター養成講座を開催し、消費者トラブルの防止に努めています。

●平成29年度消費生活講座の受講生を募集します

　消費者に身近なテーマで開催する、知って得する全3回の講座です。あなたも消費者トラブルの対応策を学びませんか。

|  |  |
| --- | --- |
| 第１回講座 | ■インターネット回線等トラブル対処法日時　6月13日　18時30分～20時30分講師　一般社団法人テレコムサービス協会　　　企画部長 明神 浩 氏対象　大崎市民、大崎市に通学や通勤をしている人申込締切　6月2日 |
| 第２回講座 | ■子どもがインターネットを利用する際の注意事項日時　7月18日　18時30分～20時30分講師　LINE株式会社公共政策担当 高橋 誠 氏対象　大崎市民（保護者）申込締切　6月30日 |
| 第３回講座 | ■お買い物で世界を変える日時　8月8日　18時30分～20時30分講師　第二東京弁護士会所属弁護士 中村 新造 氏対象　大崎市民、大崎市に通学や通勤をしている人申込締切　7月21日 |
| 会場　市役所東庁舎5階定員　先着50人受講料　無料申込　大崎市消費生活センター（21-7321）に電話で申し込み |

●「市役所保険課職員」を名乗り「医療費還付手続き」をかたる電話がきたという

相談が増加しています

　機械の操作に不慣れな高齢者を狙い、預金口座からお金を騙し取る手口が増えています。

　行政や金融機関が、還付金手続きで現金自動預け払い機（ATM）の操作を誘導することはありません。このような電話は詐欺です。すぐに電話を切り、消費生活センターに連絡してください。

事例　市役所保険課職員を名乗る者から、「支払い過ぎた医療費があるので、手続きをすると還付ができる。受付期限は過ぎたが、本日中なら特別に手続きをする。今から銀行で手続きを行うよう指示する」という電話があった。次に、銀行担当者を名乗る電話で「銀行のATMは古い機械で使えない」と言われ、スーパーマーケットにあるATMに誘導された。「100万円以上の預金残高があれば手数料は無料」と言われたが、預金残高がないと答えると電話は途切れた。